

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年4月23日（令和3年（行情）諮問第161号）

答申日：令和3年11月18日（令和3年度（行情）答申第376号）

事件名：特定個人に係る面会表（特定刑事施設保有）等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年9月23日付け名管総発第159号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を即座に取消し、事案の情報開示請求の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は現在、弁護士であった特定個人Aの懲戒請求を申立て、先日、異議申出の裁決により棄却の決定が下され、この決定に不服であることから、綱紀審査申出書を提出したところである。

同請求人は異議申出の時、まだ〇〇時に自らが作成して発送した手紙や同弁護士との接見記録や接見時間の情報開示を申立てたのである。

こうしたのは、同請求人は同弁護士の杜撰な弁護活動により行かなくても良い〇〇を強いらされており、その当時の気持ちなど、担当刑事特定個人D、特定親族特定個人B、知人特定個人Cに宛てて書いた物を日本弁護士連合会、綱紀委員会特定部会へと証拠提出しようとして情報開示請求を求めたものである。

この決定通知では、特定の矯正施設に収容している個人に関する情報であり、としているが、手紙の発受については、同請求人から名宛人に、名宛人から同請求人との間でのやり取りであって、それに対して特定の個人を識別することができる情報も何も、同請求人から名宛人に、名宛人から同請求人のものでしかなく、個人の権利利益に害するようなことは一切皆無であり、これに対し、同請求人は、きちんと懲戒請求の異議での証拠として必須旨の説明はしてあるものであり、同弁護士との接見にしても、い

つ、何時から何時までの記録が必要であるのに何故、特定の個人を名指しし識別していることの内容を必要としているのに、個人の権利利益を害する情報に該当していると捕えられるのか。

書信表にしる、面会表にしる、例え、全ての情報が出てくるにしる、それは同請求人が実際に関係した者であって、それ以外の第三者の介入は一切ない事案であるのに、これを不当にも不開示とすることは、同請求人の請求権を侵害されているのと同様である（それでも不開示とするならば、同請求人の発受した物を誰かが加工細工したものがあることから不正が明るみに出せば、施設の運営の信用問題及び訴訟に発展してはいけないと危惧しているものと同じであり、そうした不正がないのであれば、名宛人に正規の手続きを持って行った物を不開示にすることができないことはないのである）。

したがって同決定の処分は不当であって、同請求人が現在、係属中である綱紀審査での証拠物件の一つとして必須であることから、同開示請求の開示決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が令和2年8月19日受付行政文書開示請求書により開示請求し、処分庁が、本件対象文書について、同年9月23日付けで、その存否を答えるだけで、法5条1号に規定される不開示とすべき個人に関する情報が開示されるのと同様の結果が生じることから、法8条の規定により、不開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の同条該当性について検討する。

2 本件対象文書の法8条該当性について

(1) 法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

また、法が定める開示請求の制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示又は不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、特定の個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

(2) 本件対象文書は、特定刑事施設に収容されている開示請求者本人に係る面会表及び書信表であるところ、面会表や書信表は刑事施設の被収容者等について作成されるものであり、上記(1)の法の趣旨等に鑑みれば、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号に規定する特定の

個人を識別することができる情報（以下、第3において「本件存否情報」という。）が開示されるのと同様の結果が生じるものと認められる。

3 本件存否情報に係る法5条1号ただし書該当性について

法5条1号は、同号ただし書に該当する情報については、特定の個人の識別性を有するものであっても、これを開示すべきものとしていることから、以下、本件存否情報の同号ただし書該当性について検討する。

本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しないものと認められる。

したがって、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

- ### 4 以上のことから、本件対象文書については、その存否を答えるだけで、法5条1号に規定される不開示とすべき特定の個人に関する情報が開示されるのと同様の結果が生じることは明らかであるから、本件開示請求について法8条の規定によりこれを拒否し、不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年4月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することと同様の結果となるため、法8条により不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象文書は、特定の個人が特定刑事施設に収容されている、又は収容されていたという事実を前提として作成されるものであると認められるから、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が特定刑事施設に収容されている、又は収容されていたという事実の有無（以下

「本件存否情報」という。)が開示されるのと同様の結果を生じさせるものと認められる。

- (2) そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号本文前段に該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

- (3) 以上によれば、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)において、書信表にしろ、面会表にしろ、例え、全ての情報が出てくるにしろ、それは審査請求人が実際に関係した者であって、それ以外の第三者の介入は一切ない事案であるなどと主張しているが、法は、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、請求の目的及び開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙（本件対象文書）

文書1 面会表「接見記録及び接見時間」（特定刑事施設保有）
私選弁護人であった特定個人Aとの接見記録及び接見時間を必要とする

文書2 書信表「発受に関する通信記録」（特定刑事施設保有）
同弁護人特定個人A，特定親族特定個人B，知人特定個人C，担当刑事特定個人Dに発受し請求人の記録が必要とする（内容をコピーしたものがあれば請求する）